

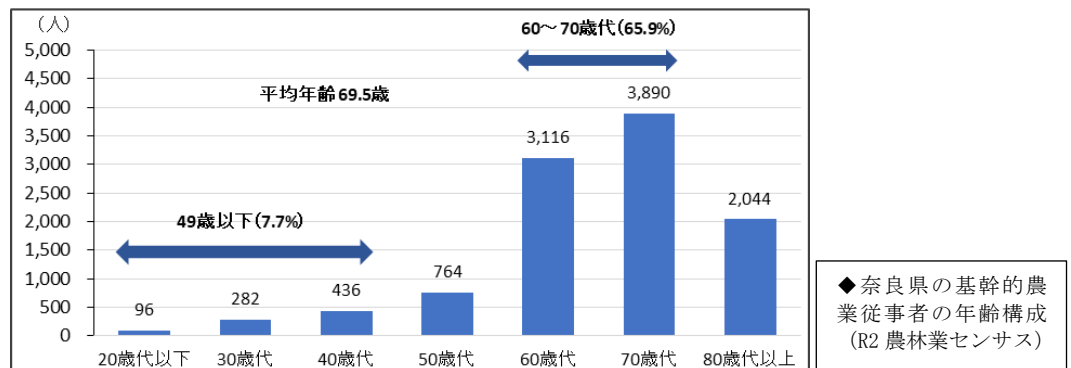
経営発展支援事業等における奈良県新規就農者育成方針について

策 定：令和４年４月18日
改 正：令和５年４月28日
改 正：令和６年６月５日
改 正：令和７年２月19日
改 正：令和８年２月６日
奈 良 県 食 農 部

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３142号農林水産事務次官依命通知）別記１及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年１２月１日付け５経営第２016号農林水産事務次官依命通知）別記２（以下「各国実施要綱」という。）の第７の１に基づき、経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業（以下「経営発展支援事業等」という。）における奈良県新規就農者育成方針を策定します。

１ 新規就農者の確保に向けた課題、目標

県内では、基幹的農業従事者のうち４９歳以下は全体の７.７%と小さく、近年の新規就農者数は年間約３０名程度であることから、今後農業の担い手は絶対的に不足することが懸念されます。このような中、県では、本県の農業振興を図っていくために、農家出身者である新規自営農業就農者（親元就農者）と非農家からの新規参入者、新規雇用就農者を合わせて毎年６０名を確保していくことを目標に設定しています。



２ 新規就農者に対するサポート内容

(1) 就農相談

担い手ワンストップ窓口を担い手・農地マネジメント課、県内４カ所の農林（農業）振興事務所農業振興課に設置し、随時、就農相談を受け付けているほか、就農相談イベントに出展し積極的に新規就農希望者の相談に応じています。

(2) 実践的な研修

平成２１年度より「奈良県農業新規参入者支援事業」を実施し、他産業や非農家からの意欲ある新規参入希望者が農業新規参入に必要な知識や技術を習得できるように支援しています。なら食と農の魅力創造国際大学校では、独立自営就農や雇用就農を目指す学生を２年間指導しており、就農を目指す２年生を先進農家に派遣研修する「農家現地実践実習」を行っています。

(3) 就農後の支援

独立自営就農を目指す新規就農者の確実な定着に向けて、各農林（農業）振興事務所農業振興課の普及指導員が主体となった巡回指導や研修会の開催などの新規就農者フォローアップ活動を実施しています。さらに、必要に応じて、社会保険労務士や税理士といった専門家の派遣も行っています。

- 3 経営発展支援事業等の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件
経営発展支援事業等については、奈良県内で実施する取組を支援の対象とします。
- 4 経営発展支援事業等の交付対象者候補を選定するための基礎となる各国実施要綱別表 1－1 の 2 及び別表 1－2 の 2 に基づく都道府県加算ポイントの設定
各国実施要綱別表 1－1 の 2 及び別表 1－2 の 2 の都道府県が新規就農者に求める取組等及び都道府県加算ポイントの各交付対象者候補への配分方法については、次表に記載のとおりとします。

【奈良県が設定する取組等一覧表】

No.	取組等	内容	ポイント
1	特定農業振興ゾーン内での就農	特定農業振興ゾーン（特定農業振興ゾーンに関する規則に基づき、設定計画を定めた区域）内の農地を所有又は貸借して就農する	2
2	県が実施する研修又は県が認定した研修機関等の研修の受講	なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科での研修（アグリチャレンジ研修等の短期の研修を除く）、奈良県農業新規参入者支援事業による研修又は次に掲げる通知に基づき奈良県が認定する研修機関等の認定の対象となっている研修を受講している若しくは修了した者（退学等の処分を受けた者を除く。） ア 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2510 号農林水産省経営局就農・女性課長通知） イ 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3218 号農林水産省経営局就農・女性課長通知） ウ 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3260 号農林水産省経営局就農・女性課長通知）	1
3	県の振興品目への取組	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の目標年度にお	1

		ける売上額(注1)のもっとも大きい品目がリーディング品目(柿、イチゴ、茶、キク、大和畜産ブランド)あるいはチャレンジ品目(大和野菜、切り花ダリア、切り枝花木、サクランボ、イチジク、有機野菜)である	
4	地域振興立法5法の指定地域での就農	就農地の過半が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に基づき指定された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づき指定された山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和4年法律第76号)に基づき指定された過疎地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づき指定された半島振興対策実施地域又は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づき指定された離島振興対策実施地域(別紙)である	1

注1) No.3のポイントを得点する場合、目標年度における品目ごとの収入がわかる書類を整理し、事業開始後は各国実施要綱別紙様式第1号-1又は別紙様式第1号-2の別添1(収支計画)により確認するものとする。

注2) 本事業の取組内容(施設・機械の導入等)と関連しない取組等の内容については、ポイントを得点することができない。

注3) 各国実施要綱別表1-1の2の(1)又は別表1-2の2の(1)の都道府県加算ポイントと本表による各国実施要綱第2に規定する事業の種類ごとの各交付対象者候補の得点の合計値が一致しない場合は、次式により各国実施要綱第2に規定する事業の種類ごとに各交付対象者候補へ都道府県ポイントを配分する。ただし、各交付対象者候補へ配分する都道府県ポイントは、各国実施要綱別表1-1の1又は別表1-2の1の共通ポイントの1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。

[各国実施要綱第2に規定する事業の種類ごとの各交付対象者候補へ配分する都道府県ポイント]=[各国実施要綱第2に規定する事業の種類ごとの各交付対象者候補の本表による得点]×[各国実施要綱別表1-1の2の(1)又は別表1-2の2の(1)の都道府県加算ポイント]／[各国実施要綱第2に規定する事業の種類ごとの全交付対象候補の本表による得点の合計値]

注4) 注3)による各交付対象者へ配分する都道府県加算ポイントについて、小数点以下の端数は、都道府県加算ポイントの範囲内で、端数の大きい交付対象者候補から順に切り上げ処理をし、都道府県加算ポイントが不足する場合には切り捨て処理とする。端数が同点の交付対象者候補がいる場合には、年齢の若いもの(夫婦型の場合は、いずれか若い方を基準とする。以下同様。)を優先して切り上げ処理を行うものとする。

注5) 注4)による配分を行った後も都道府県加算ポイントに残余が発生する場合、年齢の若いものから順に1ポイントずつ配分する。ただし、生年月日が同じ場合は、各国実施要綱別表1-1の1又は別表1-2の1の共通ポイントの高い者から配分する。

別紙 1

奈良県が設定する取組 No. 4 の地域振興立法 5 法の指定地域について

	該当地域
奈良市	旧月ヶ瀬村、旧針ヶ別所村
天理市	旧丹波市町、旧福住村
桜井市	旧多武峰村、旧三輪町
五條市	全域
御所市	全域
宇陀市	全域
山添村	全域
三宅町	全域
曽爾村	全域
御杖村	全域
高取町	全域
明日香村	全域
吉野町	全域
大淀町	全域
下市町	全域
黒滝村	全域
天川村	全域
野迫川村	全域
十津川村	全域
下北山村	全域
上北山村	全域
川上村	全域
東吉野村	全域